

会 務 月 報

第320号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成21年9月 通常理事会概要

1. 日 時 平成21年9月16日(火)13:30～15:30

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 33名

(内、表決委任状提出者7名含む)

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、本澤宗夫、外木場久雄、
八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

理 事 秋野卓生、浅野善治、上野浩也、上原伸一、
大野和男、定行まり子、須賀川勝、
野呂幸一、水谷達郎、宮原克平、村山高文、
山中保教、横須賀満夫、割田正雄

監 事 大内達史、岡田利一、速水可次

欠席者(表決委任状提出者)

副会長：山崎善利、鈴木誠一

理事：河野久、計良光一郎、馬場錬成、

水庭武宣、森野美德

欠席者 佐野吉彦常任理事

事 務 局 恩田利昭事務局長、
戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、
前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議 事

(1) 議長 三栖邦博会長

(2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、宮原克平理事、横須賀満夫理事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成21年8月
28日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局よりつぎの説明がなされた。

平成21年度年次功労者の表彰者決定の件

平成21年度年次功労者の表彰候補者は表彰規程に該当する者が単位会より33名推薦された。いずれも表彰規程の基準を満足しているため資料1の通り33名を決定した。

平成21年度日事連建築賞の表彰者決定の件

坂本一成日事連建築賞選考委員長の審査報告について次の趣旨の説明がなされた。

本年度は、一般建築部門89点、小規模建築部門94点の合計183点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、32単位会から一般建築部門31点、小規模建築部門28点の合計59点の建築作品が日事連に応募され、過去最多の応募数であったこと。第2次審査では、一般建築部門10作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補して選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門6作品、小規模建築部門5作品について現地審査を行った。

現地審査は7月21日から8月10日にかけて行い、各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門4点、小規模建築部門3点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門5点及び小規模建築部門4点を奨励賞とする選定を行い、資料2のとおり、平成21年度日事連建築賞の表彰者を決定した。

改正「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び改正「民間連合協定工事請負契約約款」の講習の実施方針の決定の件

改正「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び改正「民間連合協定工事請負契約約款」の講習の実施方針（資料3）について次のとおり決定した。

・講習実施について単位会の意向調査を実施すること、
・講習会実施のための講師養成講習を実施すること、
講師養成講習の開催場所について、東京、大阪で開催する
他講習実施についての単位会の意向調査を踏まえ開催地を設定すること、
・講師養成講習の実施時期は、当面、平成21年10月23日（金）〔東京〕、10月30日（金）〔大阪〕を予定すること、
・講師養成講習の参加要件は、一定の要件を満たす場合で、講習会の開催を希望する単位会の推薦を受けた者2～3名。
・講師養成講習プログラムでは、テキストは4種類を使用すること、
・講師養成講習に係わる費用については、受講料は無料とし、参加者の旅費等については、所属単位会が負担する。

議長より、以上の から までの常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2）平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日の変更の承認の件

事務局より、平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日の変更について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

当初予定されている平成21年12月1日（火）10時か

ら13時開催の通常理事会の開催日を変更したい。変更理由は同日の午後に開催される建築士事務所協会全国会長会議にあわせて当日の10時から12時の間に「公益制度改革」への戦略的対応「一般法人・営利転換を含めた公益法人の対応について」と題した説明会を行う予定である。講師は新日本有限責任監査法人の公認会計士を予定している。説明予定事項は、（新）公益法人に移行する際の論点、一般法人に移行する際の論点、定款作成時の論点、（新）公益法人と一般法人の比較、移行に向けての準備等である。これに伴い通常理事会の開催日を平成21年11月30日（月）13時30分から16時を予定し、日事連会議室で開催することとしたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおり平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日を平成21年11月30日に変更することを承認した。

これに関連して次の質疑がなされた。

・新公益法人制度への移行で事務所協会は公益社団法人を目指すという方向ではなかったのか。

-平成18年11月の全国会長会議では公益社団法人への移行を目指すとの申し合わせをしたが、新公益法人制度の法律が施行されて、そのメリットが大きくないことが判明したため、昨年12月の全国会長会議では公益法人への移行については、更なる検討が必要であり、他団体の動向や行政の認定の状況を踏まえ、しばらく保留とされた。このため今回、最近の実績等を踏まえ、専門家による新公益法人制度への移行に係る論点を講演していただき、単位会及び日事連の新公益法人制度移行への判断材料の一つとした。

（4）協議事項

1）平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて

山田総務・財務委員長より、平成22年度からの適合証明

業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

現在、日事連の会計は一般会計の他に適合証明業務登録機関特別会計と福利厚生特別会計の三会計である。日事連全体の運営に係る事務所費及び人件費の支出については、前記の三会計へそれぞれ収入割合によって案分（一般会計73%、適合証明業務登録機関特別会計22%、福利厚生特別会計5%で負担し支出）している。三会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計は、適合証明技術者の登録数の減少により登録料収入が減り、平成18年度は登録年度にも係わらず財政安定積立預金の積立が出来ず、平成20年度の登録年度では同積立預金を800万円取り崩し、同年度末の同積立預金の残高は、約7,300万円となっている。

同特別会計について、今後、適合証明技術者が現状の登録数（現在7,185名）で推移すると仮定した場合、その登録料収入に対して現状の事務所費、人件費の支出で試算した結果、平成24年度には同積立預金の残高が無くなり、登録制度の永続的存続が困難となるおそれがある。国交省、住宅金融支援機構、沖縄公庫及び登録機関（日事連及び日本建築士会連合会）で構成される「住宅金融支援機構適合証明業務登録制度運営委員会」では、本登録制度が今後概ね10年間安定維持が可能となるよう、同特別会計の支出項目で、平成9年から見直されていない事務所費、人件費、また登録窓口の事務費の負担額を見直してほしい旨の提案がなされ、今後の緊急の課題とされたため、今回検討を行ったものである。

現状

三会計の決算収入割合に占める適合証明業務登録機関特別会計は、近年減少傾向にあり、これまでの同特別会計は22%で固定され設定しているのに対し、直近の平成17年度～20年度の4年間の平均は、15.2%となっている

検討内容

登録者数を現状の7,185名に設定し、次の三つのケー

スについて試算した。

ア．ケース1 事務所費、人件費の案分率の変更、

イ．ケース2 事務所費、人件費の案分率の変更、登録窓口連絡会議の案分率の変更、

ウ．ケース3 事務所費、人件費の案分率の変更、登録窓口連絡会議の案分率の変更、単位会の登録事務費の変更

検討結果

ア．ケース1では、事務所費、人件費の案分率を直近4年間の平均値15%に変更した場合、平成26年度末には運営資金が無くなる。

イ．ケース2では、ケース1の条件に加え、登録窓口連絡会議の費用について、一般会計との案分率を現行の50%から20%に変更した場合、平成26年度末には運営資金が無くなる。

ウ．ケース3では、ケース2の条件に加え、単位会の登録事務費を現行の5,500円から4,500円に変更した場合では平成30年度末までは、登録制度の維持は可能である。

見直し案

以上の検討を踏まえ、本登録制度を平成30年度末まで維持するため、平成22年度より経費負担率等の見直しを行いたい。

・提案内容

1) 日事連の3会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計の事務所費人件費の案分負担率を現状の22%から15%に変更する。これにより、登録者一人あたりの日事連の事務費は約1,200円の減となる。

) 登録窓口連絡会議の経費は、一般会計と案分しているが、実際の会議に占める時間割合に見直し、現行の50%から20%に変更する。

) 登録料10,500円(税込)に対する現行の登録窓口の登録事務費割合52%(5,500円・税込)を1

0%減して42%(4,450円・税込)としたい。ただし、緩和措置として4,500円・税込とする。

当面、前記) から) の見直しを行うが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討する。

この見直しの主旨は、同制度の安定的な存続を図るため、毎年度の収入のうち日事連の事務費及び単位会の登録事務費を減じ、それを将来の財政安定積立預金に積み立てるものである。

以上の説明に対し、協議の結果、異議なく資料5の提案を了承した。今後の進め方は11月17日に開催される常任理事会で方針を決定し、12月1日に開催される全国会長会議で報告することとする。

(5) 報告事項

1) (財) 建築技術教育普及センターに対する「建築士定期講習」に係る改善要望について

事務局より、教育・情報委員会で検討した「建築士定期講習」に係る改善要望等について資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

単位会に対する「建築士定期講習」のアンケート調査結果をもとに、同委員会で資料6の要望書をまとめ8月10日に(財) 建築技術教育普及センターに要望した。

2) 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況等について

専務理事より、資料7によって次の趣旨の報告がなされた。国の社会資本整備審議会では、「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」について、建築基本法の制定も視野に入れた審議がスタートしているが、これと並行して進められる標記補助事業については、本会も設計・工事監理の業を担う観点から提案すべく応募し、その採択がされている。本年度は各応募団体による調査事業に加え、応募団体によるコンソーシアムが設けられ、並行して意見調整が進められることとなっている。

これらの調査が審議会やひいては基本法の検討作業へ反映

されんと考えられるので、相当急ピッチの検討作業が求められている。

本連合会では、建築設計制度等対応特別委員会に「基本法部会」(部会長：岡本賢建築設計制度等対応特別委員会副委員長)を設け、これまでに8回の部会を開催し、検討作業を進めている。内容については常任理事会及び理事会へ報告し、組織としての意見調整を図ることとしている。現在のところ、建築士事務所の設計事業者としての位置づけを行い、建築士事務所法の制定や建築主の責務の明確化などを内容とする中間とりまとめ案を機軸に取りまとめる方向で検討を進めている。

これに関連して次の意見があった。

・日事連としてやりたい方向を示していき、今後関係機関と調整をしてまとめていくということだが、もう少し建築士事務所としてどういうものをやりたいのか、その内容を強く打ち出してもいいのではないか。全般的には、建築行政が建築基準法と建築士の登録の2本を中心にやってきているだけでは不十分であること、もう少し建築士事務所として位置づけていく何かが必要であるということを強く打ち出していてもいいのではないか。

折角の機会なので、検討状況の内容の後半部分において、建築士事務所がどの点が足りていないのか、どういうやり方をしてもらえれば業を実施しやすいのか、その点を強く打ち出していければいいのではないかという印象を受けた。

・建築士事務所法の提案に関係するところであるが、弁護士の立場で法律相談を行っているが、次の事について相談を多く受けるケースがあり、もし検討していただければと考える。

現状の確認申請を受けるにあたって、設計者と監理者で個人名を記載する際、現場に携わる建築士の名前を記載することが望ましいとアドバイスをしてきているが、その者に罰則が下ったらどうするのか、事務所の中で手当てをどうするのか。建築主から依頼を受けて契約責任を果たすのは建築士事務所である。もし建築士事務所法が制定されるの

であれば建築士事務所が設計者であること、また建築士事務所が監理者であるということの記載が入れば今までのジレンマが解消されると思われる。

- とりまとめのなかで建築士事務所の事業者としての役割をできるだけ鮮明にしていきたい。

3) 新業務報酬基準の制定に伴う国及び地方自治体に対する建築3会の共同要望の実施について

地方自治体に対する建築3会の共同要望の実施については6月29日に単位会に協力要請した。また、12府省に対し公共建築物の設計等業務発注に関する共同要望は7月27日から7月30日の間に要望活動を行った。これについては記者発表を行った旨の報告が専務理事より、資料8によってなされた。

4) 「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の共同提言に向けての検討状況について

八島業務・技術委員会担当副会長より、建築学会から依頼のあった「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の共同提言については、委員会が設置され、日事連は当初参加していなかったが、途中から八島副会長が委員として加わっている。建築学会としては、同共同提言の内容の調整がつけば、本年11月頃を目途に関係団体による共同提言として、公表したいとして協議を進めている。日事連としても特に異議はないと考えており、必要な調整を進め、これらの動きに協力していきたい旨の報告が資料9によってなされた。

5) UIA2011東京大会の企画への対応について
専務理事より、UIA2011東京大会の企画への対応について資料10によって次の趣旨の報告がなされた。

6月9日付でUIA2011東京大会日本組織委員会(JOB)より依頼のあった、東京大会プログラム企画提出について、6月19日開催の常任理事会に諮り、各ブロック協議会で日事連としての対応、企画内容及び実施体制等について協議し、その結果をもとに次の常任理事会で協議することに決定し、同日開催の全国会長会議で趣旨説明、
2009-11 日事連会務月報

6月22日付で単位会会長宛に検討を依頼(締切:8月10日)した。また、7月15日開催の5会会長会議で出された意見をもとに、8月3日付でJOBからプログラム参加に対する方向付けが提示された。8月28日の常任理事会では、資料10のとおり各ブロック協議会から出された意見・提案、また担当委員会である広報・渉外委員会の意見、JOBからのプログラム参加に対する方向付けの提示を踏まえ、以下のとおり当面の対応方針をまとめた。

- ・ブロック協議会または単位会から提案されている企画については、他団体との共同開催を推進していく。
- ・このうち東京会が企画提案している「建築ふれあいフェア」を日事連のUIAプロジェクトとして拡大していく方向で、関東甲信越ブロックが中心となって検討していく。「設計事務所訪問」をイベントの一つとして盛り込むかどうかあわせて検討する。
- ・今後、それぞれの企画については、実施が具体化した段階で、JOBへ報告することとし、当面のJOBへの回答については、会長に一任することとした。

6) 連合会創立50周年(平成24年度)とこれまでの周年事業の取組について

事務局より、過去の周年事業の開催日、会場、担当委員会、事業内容、経費等の報告と平成24年度に本連合会の創立50周年を迎えるにあたり、検討体制をどうするかについて、今後、会長と相談しながら提案をしていきたい旨の報告が資料11によってなされた。

7) 会員・構成員異動報告

平成21年5月末日から平成21年8月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料12の通り。

平成21年5月31日現在 正会員46団体、構成員14,844事務所、賛助会員5社

平成21年6月30日現在 正会員46団体、構成員14,844事務所、賛助会員5社

平成21年7月31日現在 正会員46団体、構成員14,850事務所、賛助会員4社

平成21年8月31日現在 正会員46団体、構成員14,849事務所、賛助会員4社

8) その他

法定団体として行うべき建築士事務所の開設者、所員に対する研修についてどのような準備状況なのか確認したい。

- 今年度は、「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び改正「民間連合協定工事請負契約約款」の講習を開設者研修として位置づけて実施する。今後とも教育・情報委員会で状況に応じた取組を検討していくこととなる。

< 配付資料 >

資料1：平成21年度年次功労者表彰者

資料2：平成21年度「日事連建築賞」審査報告

資料3：「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類改正、同解説書改訂」「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款改正、同解説書改訂」に伴う建築士事務所開設者等への周知・啓蒙に関する講習会の企画について

資料4：平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日の変更について

資料5：平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて（案）

資料6：「建築士定期講習」に係る改善要望等について

資料7：建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況について

資料8：自治体に対する新しい業務報酬基準等に関する共同要望の実施について

資料9：「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」（案）の共同提言に向けての検討状況について

資料10：UIA2011東京大会の企画への対応について

資料11：日事連創立50周年及び過去の周年事業の取組

資料12：会員・構成員異動報告書

■ 第6回広報・渉外委員会概要

1. 日 時 平成21年9月11日(金)13:30～16:00

2. 会 場 日事連会議室

出席者

委員長・野呂敏秋、副委員長・横須賀満夫

委員・沖野 寛、吉田勝則、下西伊佐男、山下卓治、

国吉真正

担当副会長・外木場久雄

欠席者

委員・新井典夫

< 配付資料 >

資料1：UIA2011東京大会プログラム企画提出依頼他

資料2：建築3団体による12府省に対する共同要望活動に関するプレスリリース他

資料3：ホームページの活用促進について

参考資料：第5回委員会記録

議 事

1. UIA2011東京大会日本組織委員会（JOB）からのプログラム企画提出依頼に対するブロック協議会、単位会の企画提案及び意見について

8月28日開催の常任理事会において、各ブロック協議会から出された意見・提案、また担当委員会である広報・渉外委員会の意見及び7月15日開催の5会会長会議で出されたプログラム企画提出依頼に対する意見をもとに、8月3日付でJOBから提示されたプログラム参加に対する方向付けを踏まえた協議を行い、日事連としての対応及び当面のJOBに対する回答をまとめた旨、以下のとおり報告した。

・ブロック協議会または単位会から提案されている企画に

については、他団体との共同開催を推進していく。

- ・このうち東京会が企画提案している「建築ふれあいフェア」を日事連のUIAプロジェクトとして拡大していく方向で検討していく。「設計事務所訪問」をイベントの一つとして盛り込むかどうかあわせて検討する。

- ・今後、それぞれの企画については、実施が具体化した段階で、JOBへ報告することとし、当面のJOBへの回答については、会長に一任することとした。

また、JOBへは8月31日付で、現時点ではイベントとして登録できる段階のものはないが、今後引き続き検討していく旨を回答した。

2. 建築3団体による12府省に対する共同要望活動の実施について

建築3団体では、告示第15号の遵守及び自治体の設計業務の発注における「依頼度」の規定の削除について要望書をまとめ、6月29日に3団体会長が記者発表するとともに、単位会、都道府県の建築士会、建築家協会地域会に対し共同要望活動を要請し、現在、都道府県毎に要望活動が行われているところであるが、中央省庁についても公共建築物の発注に関係の深い12府省に対し、3団体共同で大臣宛の要望書を取りまとめ、以下のとおり要望活動を実施した旨を報告した。

・要望内容

各府省が所管する公共建築物の設計・工事監理業務の発注の際、新しい業務報酬基準を尊重し、遵守すること及び国土交通省の「官庁施設の設計業務等積算要領」で、「依頼度」の規定が削除された趣旨に沿って、業務報酬の適正な算定が行われること。

・要望対象府省

内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

・要望期間

7月27日(月)～7月30日(木)の4日間

2009-11 日事連会務月報

・要望方法

府省を3グループに分け、3団体による分担

担当部局にそれぞれ会長が出向き、要望活動を実施

- ・7月30日(木)にプレスリリースを国土交通省建設専門記者会へ持ち込み

3. ホームページの活用促進の検討

ホームページの活用促進のための方策の一つとして、ホームページのリニューアルが考えられ、以前各委員に対し実施した、日事連ホームページに関するアンケート調査でも、「文字が多すぎる」、「色彩が暗い」等の意見が出されたため、平成22年度の実施に向けたホームページデザイン及び内容の見直しを提案し、各委員より以下の意見が出された。

- ・画面を下げなければ見たい情報が探せないの、上にもボタンを付けた方が良い。

- ・一般消費者向けのわかりやすい情報を新たに検討する必要がある。

- ・会員にアンケート調査をすれば、1度はホームページにアクセスしてくれる。

- ・各委員がブロック協議会に持ち帰り、意見を出してもらったかどうか。それをもとに、アンケート調査の実施を検討する。

協議の結果、ホームページをリニューアルするにあたり、単位会に意見を求め、方向性を決定する際の参考にすることとした。

次回委員会

平成21年12月15日(火)14:30～17:00 日事連会議室

■ 主な行事予定

行事日程は中止・変更等になる場合がございますので
ご了承ください。

平成21年

11月30日 日事政研役員会

通常理事会

12月 4日 会誌編集専門員会

8日 建築設計制度等対応特別委員会

景観・まちづくり特別委員会

14日 建賠保険等調査専門委員会

15日 広報・渉外委員会

■10月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成21年10月1日～10月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	640	- 2	5,707	11.2	218		34.1
青 森	141	+ 2	1,245	11.3	32	+ 1	22.7
岩 手	262	- 3	1,353	19.4	56		21.4
宮 城	268	- 1	2,757	9.7	52		19.4
秋 田	176		1,678	10.5	42		23.9
山 形	191		1,658	11.5	48		25.1
福 島	188	+ 2	2,104	8.9	47		25.0
茨 城	501		2,773	18.1	134	+ 1	26.7
栃 木	173		1,840	9.4	91		52.6
群 馬	175		2,340	7.5	89		50.9
埼 玉	573		6,274	9.1	101	+ 1	17.6
千 葉	406	- 1	4,491	9.0	92		22.7
東 京	1,379	+ 13	18,300	7.5	345	+ 4	25.0
神奈川	795	+ 1	7,662	10.4	151		19.0
新 潟	280		2,924	9.6	100		35.7
長 野	530	- 1	2,945	18.0	116	+ 1	21.9
山 梨	113	- 1	1,091	10.4	11		9.7
富 山	291		1,572	18.5	54	+ 1	18.6
石 川	267		1,664	16.0	51		19.1
福 井	265	+ 2	1,189	22.3	58		21.9
静 岡	547		4,030	13.6	135		24.7
愛 知	631	+ 2	6,039	10.4	136	+ 1	21.6
三 重	182		1,722	10.6	62		34.1
滋 賀	202		1,492	13.5	38		18.8
京 都	270		2,610	10.3	78	+ 1	28.9
大 阪	1,005		8,101	12.4	178	+ 3	17.7
兵 庫	503		4,481	11.2	123		24.5
奈 良	123		1,103	11.2	21		17.1
和歌山	118		916	12.9	25		21.2
鳥 取	79		648	12.2	42		53.2
島 根	154	- 1	935	16.5	57		37.0
岡 山	450	- 19	1,934	23.3	59		13.1
広 島	384		3,040	12.6	114	+ 2	29.7
山 口	116		1,610	7.2	39		33.6
徳 島	102		1,161	8.8	14		13.7
香 川	105		1,550	6.8	16		15.2
愛 媛	132		1,526	8.7	23	+ 1	17.4
高 知	149		895	16.6	17		11.4
福 岡	526		4,491	11.7	133		25.3
佐 賀	171		789	21.7	29		17.0
長 崎	228		1,112	20.5	41		18.0
熊 本	227		1,713	13.3	79		34.8
大 分	207	+ 1	1,189	17.4	37		17.9
宮 崎	141	+ 1	1,554	9.1	66		46.8
鹿児島	320		1,700	18.8	77		24.1
沖 縄	184		1,470	12.5	44		23.9
計	14,870	- 5	129,378	11.5	3,571	+ 17	24.0

※建築士事務所登録数は平成20年3月末日現在の数字である。